

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
手続名	指定情報公表センターに対する改善命令			根拠条項	第 115 条の 43		
処分基準	(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 43 (2) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 37 条の 11 で準用する第 37 条の 8						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次 No.